

山上最終処分場一般廃棄物埋立及び整地等業務委託仕様書（令和8年度）

1. 山上最終処分場へ搬入される一般廃棄物を処分するため、以下に定める仕様に従い一般廃棄物埋立及び整地等業務を実施するものである。
2. 受託者（以下「乙」という。）は契約締結後速やかに、本業務について本市監督員及び現場職員と打合せを行い、業務内容を確認後着手すること。
3. 本業務に使用する機械（以下「重機等」という。）の種類は原則として次のとおりとする。

重機等の名称	台数	仕 様
バックホウ	1	山積0.8m ³ (平積0.6m ³)以上（ツカミバケット）

ただし「重機等」については、業務遂行に支障を来さない範囲内で、発注者岡山市（以下「甲」という。）の承認を得て、上記標準仕様以外のものを使用することができる。

また、使用する「重機等」は程度の良なるものとし、乙は作業の停滞を招くことのないように留意することとする。

4. 本業務に使用する「重機等」の排出ガス対策の取扱いについて

エンジン出力7.5kw以上260kw以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウを使用する際には、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これによりがたい場合は甲と協議するものとする。

また、「これによりがたい場合」とは供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達することができない場合であり、乙の都合で調達できない場合は認めない。

5. 作業従事者

常駐する作業従事者は作業従事者確認申請書記載の2名であること。また、2名とも車輜系建設機械の運転資格を有する者とし、第8項の「作業日及び作業時間」中必ず常駐するものとする。従事者を変更する場合は、打合せ協議簿、作業従事者確認申請書（添付書類含む）を提出し、市の承諾後、従事者を変更できるものとする。

なお、作業従事者は、この契約による業務を完全に処理できる優秀な者でなければならない。

6. 業務責任者

乙は作業従事者の中から業務責任者を定め、甲との連絡調整を行うものとする。

ただし、業務責任者であっても日々常駐する従事者として、本仕様書に定められた作業を行うこと。

7. 主任技術者

乙は主任技術者を定め、委託の履行の技術上の管理を行うものとする。また、乙が定める主任技術者は、岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年3月24日条例第32号）第30条の2に定める技術管理者の資格を有すること。なお、乙が定める主任技術者は乙が3ヶ月以上常時雇用していること。

主任技術者は主任技術者調書に記載の者とし、変更する場合は事前協議を行うこと。

当業務において、主任技術者と業務責任者は兼ねることができる。

8. 作業日及び作業時間

作業日は、土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）を除くすべての日とする。ただし、甲の指示により作業日以外の日に出勤を依頼された場合は、乙はその指示に従うものとする。また、作業時間は午前7時30分から午後4時30分までとする。

9. 業務内容

作業従事者は、作業日及び作業時間内において、甲の指示に従い、処分場内で作業を行うこととする。以下に示す業務は代表的なものであり、その他甲の指示する業務も含まれるものとする。

(ア) 重機等による埋立整地（既存埋立部分も含む）

- (イ) 重機等による覆土の積込及び整地作業
- (ウ) 重機等による遮水シート保護作業
- (エ) 重機等によるガス抜き管敷設作業
- (オ) 重機等による固化灰、砕石等を使用した場内道路補修作業
- (カ) 敷地内飛散ごみの回収
- (キ) 埋立処分地内の側溝清掃
- (ク) ネズミ、蚊、蠅その他の防除及びカラスの防除、駆除
- (ケ) 火災及び悪臭の発生防止
- (コ) 搬入車両等の誘導及び搬入ごみ散乱防止
- (サ) 新処分場内の段の移動する準備及び移動に関する業務
- (シ) 覆土用残土搬入時における重機等による土場での整地作業
- (ス) 場内使用時における固化灰の積込作業
- (セ) 場内における整地作業
- (ソ) 固化灰と現場土の混合作業
- (タ) 敷地内の指示する箇所の草刈り及び軽微な伐竹・伐採業務
- (チ) その他甲が指示する作業

※場内清掃作業に必要な草刈機等及び作業に伴う草刈機の油脂、消耗品については、乙が負担することとする。

※場内清掃作業等で集められた土砂・落葉・草等は場内の指定場所に運搬すること。

10. 作業方法

作業方法については、甲と連絡を密にし、その指示に従い、誠実に実施することとする。

11. 変更

- (1) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した重機等が使用できない場合は、設計変更の対象とする。ただし、乙の都合で調達できない場合は認めないものとする。

本委託の変更後委託料額の算出は本市設計書で増減金額を計算し、請負率を乗じて算出するものとする。

変更後委託料額

$$= \left[\text{変更後設計金額（税抜）} \times \frac{\text{当初委託料額（税込）}}{\text{当初設計金額（税込）}} \right] \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算結果、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- (2) 現場仮設費については、仮設ハウス賃料（平屋26.4㎡相当）1年分を算出し12で割り戻し1か月分を算出しており、12か月分を見込んでいる。移転等費用は協議による。

12. 作業員及び重機等の管理

- (1) 作業員の詰所及び重機等の保管については、甲の指示に従い、乙の負担と責任により設置し、管理することとする。
- (2) 設置する重機等は、良質な機器とし、常に良好な状態に管理するための点検整備および修理等は乙が負担することとする。また、定期的に自主検査を実施すること。点検報告書については、2ヶ月毎（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に甲に提出することとする。
- (3) 乙は作業員を指揮監督し、使用者としての義務を負うこととする。
- (4) 乙は常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めることとする。

13. その他の指示事項

- (1) 記録写真は、6月末完了時、9月末完了時、12月末完了時、3月末完了時に甲に1部提出することとする。なお、写真管理にあつては、少なくとも10日に1度は撮影を行い、作業従事者を撮影することとする。また乙は、黒板に日時・作業内容を記入の上撮影し、作業内容については、「9. 業務内容」を参考にすることとする。
- (2) 乙は重機等の故障により、仕様書どおり作業ができない場合は、甲にその旨を報告し、甲の指示に従い、迅速に代替車両を準備、再配備することにより、乙の責任において作業を実施することとする。
- (3) 乙は毎月末日の作業が終了した時、報告書を作成し、早急に甲に提出することとする。
- (4) 乙は作業従事者及び本業務に使用する重機等の名簿を作成し、業務着手後早急に甲に提出することとする。また、作業従事者の重機等の運転資格書の写しを甲に提出することとする。
- (5) 甲の指示に従わない作業従事者又は、この契約による業務を完全に処理できない作業従事者については、甲は乙に対しその者の交替を求めることができるものとする。

- (6) 乙は、甲の指示により毎日の作業終了後、覆土及び飛散防止用シートの設営作業を行うものとする。また、翌日の埋立作業開始前にシートの除去作業を行うものとする。
- (7) 乙は、甲から時間外業務または作業日以外の日の作業を行うよう求められた時は、その指示に従い業務を実施することとする。なお、時間外業務等を実施するために必要な乙の費用については、甲乙が協議して定め、甲が負担するものとする。
- (8) 覆土については、場内ストック場より採取することとする。
- (9) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、甲乙速やかに協議を行うこととする。
- (10) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場において使用する重機等の全体が確認できる写真を撮影し、甲に早急に提出するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に貼り付けてある「指定ラベル」についても近くから写真撮影を行い、甲に提出するものとする。
- (11) 提出書類の書式は、原則としてA4版とする。
- (12) 多目的広場に付属する排水路の清掃等の作業及び法面の草刈は本業務に含むこととする。
- (13) 山上エコ交流館への道路については、市民が多数来館するため、草刈・清掃等により美観の保持に万全を期するものとする。
- (14) 詳細な作業範囲については、監督員と協議をすること。

14. 委託料の支払

- (1) 毎月払とし、各月ごとの業務検査に合格した後に、委託料を支払うこととする。
- (2) 各月の支払額については、委託料の12分の1相当額とする。ただし、千円未満の端数は、3月分に加算するものとする。

15. その他

重機（20 t 未満）の回送費は諸経費に含むものとする。